

産業別最低賃金の改正について

1 鳥取県最低賃金

(業種や規模、常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態を問わず、県内のすべての使用者とその労働者に適用されます。)

最低賃金額	発効年月日
1時間 611円	平成16年10月1日

2 産業別最低賃金

(規模や雇用形態を問わず、次の業種の労働者とその使用者に適用されます。)

	最低賃金額	発効年月日
電子部品・デバイス製造業 情報通信機械器具製造業 電気機械器具製造業	1時間 708円 ただし、次に掲げる者については、1の鳥取県最低賃金が適用されます。 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中の者 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	平成16年12月20日
各種商品小売業	1時間 681円 各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種商品を一括して小売する事業をいいます。 ただし、次に掲げる者については、1の鳥取県最低賃金が適用されます。 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中の者 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	平成15年12月20日 (平成16年度改正なし)

(注)鳥取県各種商品小売業最低賃金は、平成16年度は改正を行わないことと決定しました。

3 共通事項

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 臨時に支払われる賃金
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

* 詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室(0857-29-1705)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。



児童扶養手当について 〜母子家庭の方へ〜

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭を対象として支給される手当です。手当は、児童が十八歳到達後の最初の三月(年度末)まで支給されます。ただし、国民年金、厚生年金などの公的年金を受けることができる場合などは認定されません。また所得制限などにより手当の支給をしない場合があります。詳しくは、伯耆町役場福祉課 六八 五五三四(まで)お問い合わせ下さい。

特別児童扶養手当について 〜障害のある お子さんのために〜

特別児童扶養手当は、二十歳未満の身体又は精神に一定の障害のある児童を養育している父母等に支給される手当です。

ただし、児童が身体障害者施設などに通っている場合、児童が障害を事由とする公的年金を受けることができるなどとは、手当を受けることができません。詳しくは、伯耆町役場福祉課 六八 五五三四(まで)お問い合わせ下さい。

溝口レインボーサウンズ 第2回定期演奏会開催

溝口レインボーサウンズの第二回定期演奏会が開催されます。町民を中心としたブラスバンドの団体で、今年のコングールの課題曲、威风堂々などを演奏しますので、ぜひお出かけ下さい。指揮者は大阪フィルハーモニー交響楽団の安藤正行氏です。
【日時】二月二十七日(日)
開場：午後二時三十分
開演：午後三時

【場所】

米子市文化ホール
【入場料】 無料

【問い合わせ先】

溝口レインボーサウンズ
三九 九〇五五

新ちゃんのお笑い人権高座

今年も、人権講演会で全国を駆け回っておられる落語家・露の新治さんをお迎えすることになりました。人権落語を通して、身の回りの人権問題を考えてみましょう。
【日時】二月二十七日(日)
開場：午後一時
開演：午後二時三十分(予定)

【場所】

伯耆町文化センター
(2階多目的室)

【入場料】

二百円(高校生以下、六五歳以上、障害者は半額)
入場料は当日お支払いいただきます。

【問い合わせ先】

伯耆町文化センター
六二 七〇七八

あなたも参加しませんか 〜地域住民が作る テレビドラマ〜

鳥取県西部を舞台にしたテレビドラマを市民の手によって作るうと、市民テレビドラマ制作実行委員会が発

足されました。

製作実行委員会では出演者スタッフ、原作を募集しています。県民の方ならどなたでも応募可能です。詳細は製作実行委員会までお問い合わせください。
【出演者・スタッフ】
・ボランティア参加

【原作】

・四百字詰め原稿用紙二十枚〜四十枚程度・ワープロ原稿でも応募可。
締め切り 三月三十一日

【問い合わせ先】

・三三 一六〇〇
ホームページアドレス
<http://www.s-video.co.jp/shimin-drama/index.htm>

平成十七年度 電気通信サービスモニター の募集について

総務省では、よりよい電気通信サービスを安心して利用することができるよう、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の電気通信行政に反映させるため、平成十七年度電気通信サービスモニターを募集

します。

【応募資格】

電話・インターネット等に興味のある満二十歳以上の方で、総務省が実施するアンケート調査への回答、また、総務省が開催するモニター会議への出席が可能な方。ただし、総務省および電気通信事業者に勤務経験のある方並びにその方のご家族を除きます。
【応募方法】
住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、職業、応募の動機を記載し、はがき、FAX、メールのいずれかで電気通信事業課までご応募ください。

【応募期間】

平成十七年一月二十日から二月二十一日まで。(当日消印有効)

【謝金】

アンケート調査にご協力いただいた方および、モニター会議に出席いただいた方に別途お支払いいたします。

【問い合わせ先】

中国総合通信局情報通信部電気通信事業課
〇八二 二二二 三三七七